

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成19年 2月21日作成)

法令名	北海道立地域食品加工技術センター条例
根拠条項	第11条第1項及び第2項
処分の概要	利用の承認の取消し等
法令の定め	<p>北海道立地域食品加工技術センター条例第11条</p> <p>指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第1項の承認（前条第1項の承認を受けたときは、その変更後のもの。次項において同じ。）を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。</p> <p>(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。</p> <p>(2) 虚偽の申請その他不正な手段により第8条第1項又は前条第1項の承認を受けたとき。</p> <p>(3) 第8条第2項（前条第2項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反したとき。</p> <p>2 指定管理者は、施設等の維持管理上その他公益上やむを得ない事態が発生したときは、第8条第1項の承認を取り消し、又はその条件を変更することができる。</p>
処分基準	<p>設定しない。</p> <p>・法令の定めによる</p>
処分担当課	北海道立林-つ圏地域食品加工技術センター (電話番号：0157-36-0680)
問い合わせ先	北海道立林-つ圏地域食品加工技術センター (電話番号：0157-36-0680)
備考	

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成19年 2月21日作成)

法令名	北海道立地域食品加工技術センター条例施行規則
根拠条項	第2条第2項
処分の概要	入館の制限
法令の定め	北海道立地域食品加工技術センター条例施行規則第2条第2項 指定管理者は、入館者が前項(第2条第1項・下段記載)の規定に違反し、技術センターの管理運営上支障があると認めるときは、当該入館者について、技術センターの利用を制限し、又は退館させることができる。
処分基準	設定しない。 ・法令の定めによる 北海道立地域食品加工技術センター条例施行規則第2条第1項 入館者は、北海道立地域食品加工技術センター(以下「技術センター」という。)の利用につき、条例、この規則及び条例第4条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)の指示に従うほか、特に次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 施設、機器等を汚損し、若しくは破損し、又はそれらのおそれのある行為をしないこと。 (2) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。
処分担当課	北海道立林-ツ圏地域食品加工技術センター (電話番号:0157-36-0680)
問い合わせ先	北海道立林-ツ圏地域食品加工技術センター (電話番号:0157-36-0680)
備考	